

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 25 年 11 月 15 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 竹 内 英 明
 同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成 25 年 7 月 30 日（神奈川県公報定期第 2502 号）神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 17 箇所中 13 箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県大和県税事務所	平成 25 年 3 月 15 日（平成 25 年 1 月 10 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、前渡金の精算報告が 3 月を超えて遅れているものがあつた。	不適切事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに進行状況管理表に事務処理日付欄を設け、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 県民局

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県小田原児童相談所	平成 25 年 3 月 25 日（平成 25 年 2 月 4 日職員調査）	（不適切事項） 債権管理事務において、障害児保護措置費自己負担金の債権管理に当たり、時効により債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分をしないまま、催告を続けているものがあつた。	不適切事項については、消滅時効についての認識に誤りがあつたこと及び進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県 北地域児童 相談所	平成25年3 月14日（平 成25年2月 13日職員調 査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入1件、91,558円が徴収不足となっているものがあった。	不適切事項については、確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 おおいそ学 園	平成25年2 月1日（平 成24年12月 13日職員調 査）	（不適切事項） 予算の執行において、農作業実習用等消耗品及び高等部実習用調味料の購入に当たり、支出負担行為を履行確認後に行っていた。また、農作業実習用等消耗品については見積書を徴していなかった。	不適切事項については、財務に関する規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 環境農政局
出先機関

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県水 産技術セン ター内水面 試験場	平成25年4 月8日（平 成25年2月 20日職員調 査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められた事項を契約書に明記していないものがあった。	不適切事項については、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、法令に係る疑義等が生じた場合の廃棄物担当部署への確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西 部漁港事務 所	平成25年1 月22日（平 成24年12月 4日及び5 日職員調 査）	（不適切事項） 収入事務において、現金領収したコピー代について収入に係る調定を行っていないことがあった。	不適切事項については、神奈川県財務規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、例月処理の事務についての進行管理を複数の職員で行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 保健福祉局
出先機関

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
-------------	-------	-------	-------

神奈川県立 ひばりが丘 学園	平成25年3 月27日（平 成24年12月 20日職員調 査）	（不適切事項） 庶務事務において、非 常勤職員2名の基本報酬 額を誤ったため、10件、 188,663円を過少に支給し ていた。	不適切事項の非常勤報酬については、 平成24年12月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、 算定の根拠となる基本情報について、複 数職員による確認を徹底することによ り、適正な事務執行に努めることとし た。
----------------------	---	---	--

(5) 県土整備局
出先機関

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横 須賀土木事 務所	平成25年3 月8日（平 成25年2月 6日から同 月8日まで 職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、駐 車場場内整備等業務委託 料の積算に当たり、時間 外労働時間に係る労務費 の算定に誤りなどがあっ た。	不適切事項については、業務委託積算 時の労務費算定方法の理解及び確認が不 十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、 委託内容の見直しを行うとともに、積算 時の算定方法の理解の向上を図り、複数 の職員による確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努めることとし た。
神奈川県藤 沢土木事務 所	平成25年2 月5日（平 成24年12月 25日から同 月27日まで 職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあ り、事務処理が著しく不 適切であった。 1 収入事務において、 現金領収した公文書複 写代の収納に当たり、 会計年度を誤っている ものがあつた。 2 契約事務において、 事務用品等の購入の履 行確認が不十分なもの があつた。	不適切事項については、次のとおり措 置した。 1 収入事務については、確認が不十分 であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、複数の職員による確認体制を強化 することにより、適正な事務執行に努 めることとした。 2 契約事務については、履行確認に関 する規定の理解が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがないよ う、規定の周知徹底を図るとともに、 新たに項目別チェック表及び進行管理 表を作成し、複数の職員による確認体 制を強化することにより、適正な事務 執行に努めることとした。
神奈川県厚 木土木事務 所	平成25年1 月31日（平 成24年12月 7日、10日 及び11日職 員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあ り、事務処理が著しく不 適切であった。 1 契約事務において、 委託契約に基づく個人 情報保護に係る提出書 類を受託者から受領し	不適切事項については、次のとおり措 置した。 1 契約事務については、契約内容の理 解及び進行管理が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定の周知徹底を図るととも

		<p>ていないものがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、非課税であるにもかかわらず、消費税及び地方消費税として12,854円を徴収しているものがあった。</p>	<p>に、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、消費税法等関係法令の理解が不十分であったことによるものであり、誤って徴収した金額については、平成25年2月5日に本人に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成25年1月31日（平成24年12月18日及び19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、水防施設維持工事の執行に当たり、予算科目を誤っているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、経費区別の確認が不十分であったことによるものであり、平成24年12月28日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西土木事務所	平成25年3月19日（平成25年1月29日から同月31日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、土地評価算定業務委託料の支払に当たり、所得税法に基づく源泉所得税を徴収していないものが3件あった。</p>	<p>不適切事項については、所得税法等関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 企業庁
出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁箱根水道営業所	平成25年4月8日（平成25年2月25日及び26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政資産の目的外使用に係る許可手続が著しく遅れているものがあった。また、使用料の収入調定が著しく遅れているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所内研修を実施し、新たに業務管理表を作成することで進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>